

## 葛尾村復興移住支援金 支給要件及び補助金の額

葛尾村復興移住支援金を申請するためには、「1. 支援金の対象者」に該当することが要件になります。

また、支援金の額は「2. 支援金の額」のとおりです。

### 1. 支援金の対象者

申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)のいずれかに該当し、更に、世帯の申請をする場合は(4)の要件を満たすこと。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件は、村に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 村に転入(住民票の異動)をしたこと。
- ② 令和3年10月18日以降に転入したこと。
- ③ 復興移住支援金の申請時において、登録日から3か月以上1年以内であること。
- ④ 村に定住(申請日から5年以上、継続して居住)する意思を有していること。
- ⑤ 村内に住居を確保するため自らの資金で葛尾村空き家空き地バンクに登録されている物件を購入し、売買契約の締結後1年以内に入居すること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 福島県12市町村移住支援金交付要綱第4条に規定する交付対象者に該当しないこと。
  - ② 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国・福島県又は村の出資する法人(第3セクターを含む。)への就業者ではないこと。
  - ③ 村に移住して地域の活動に積極的に参加・協力する意思を有していること、又は、現に参加していること。
  - ④ 過去に葛尾村移住支援金、葛尾村復興移住支援金、福島県移住支援金及び福島県12市町村移住支援金(以下「移住支援金等」という。)の交付を受けた者ではないこと(過去に移住支援金等の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。)
  - ⑤ 平成23年3月11日時点で東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)に居住していた者(住民票があった者)以外の者であること。
  - ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
  - ⑦ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - ⑧ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - ⑨ その他、村長が復興移住支援金の対象として不適当と認めただものでないこと。
- (2) 芸術家等に関する要件(以下「芸術家」という。)は、(1)の要件を満たしたうえで、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 芸術作品を創作・創造し表現するアーティスト(作家、音楽家、舞踊家、クリエイター等)であること。
  - イ 申請時に文化芸術活動の実態を確認できること。
  - ウ 申請日から5年以上継続して地域に根差した文化芸術活動を行う意思を有し、かつ、その活動実態が認められること。
- (3) セカンドライフ移住者に関する要件は、(1)の要件を満たしたうえで、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 前号に規定する芸術家に該当しないこと。
  - イ 申請日時点で満60歳以上であること。
  - ウ 申請日時点で老齢基礎年金を受けるのに必要な受給資格期間を満たしていること、又は、現にその支給を受けていること。
  - エ 申請日から5年以上継続して葛尾村移住・定住支援センターが行う情報発信事業を始めとする村の移住定住促進事業の取組に積極的に参加協力し、かつ、その活動実態が認められること。
- (4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合)は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和3年10月18日以降に転入したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
  - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

## 2. 支援金の額

「1. 支援金の対象者」で示す要件を満たす者に対し、移住にかかる経費として、以下の金額を復興移住支援金として交付する。

### (1) 交付基本額 120万円

「1. 支援金の対象者」の(1)の条件を満たし、かつ(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。

(2) 世帯構成に関する加算額は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの額を加算する。

ア 「1. 支援金の対象者」の(4)に規定する世帯に該当する場合 30万円

イ 子育て世帯(子育て世帯向けの金額を申請する場合で、「1. 支援金の対象者」の(4)に規定する世帯の内、申請時において18歳未満の子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある就労していない者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中の子(出産予定であることが母子手帳等で確認できる者に限る。))を含む。)と同居している場合 10万円

ウ 新婚世帯(新婚世帯向けの金額を申請する場合で、「1. 支援金の対象者」の(4)に規定する世帯の内、申請時において、婚姻の届出をした日から起算して3年未満であること)に該当する場合 10万円